

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る和解申立てについて

区営住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払に係る和解申立てについて、下記のとおり専決処分を行ったので、報告する。

1 和解の概要

- (1) 申立人 世田谷区 (以下「甲」という。)
- (2) 相手方 使用者： ██████████ 在住 (以下「乙」という。)
- (3) 和解申立日 令和3年1月中旬
- (4) 和解日 令和3年2月下旬
- (5) 和解内容 乙は甲から借り受けた区営住宅の使用料等の支払義務を認め、債務の合計2,284,400円を以下のとおり分割して支払う。
①相手方は、令和3年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
②相手方は申立人に対し、滞納金の合計額を令和3年4月末から完済まで毎月30,000円ずつ分割して支払う。
③本件建物の明渡しを遅滞したときは、令和3年4月1日から明渡済みまで1か月16万8000円の割合による損害金を支払う。

2 専決処分日 令和2年12月7日